

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和8年4月10日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和8年4月10日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー羽島ショッピングセンター

羽島市江吉良町字大沼2939 外150筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社パローホールディングス

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社エディオオン

代表取締役 久保 允誉

広島市中区紙屋町二丁目1番18号

株式会社チヨダ

代表取締役 町野 雅俊

東京都杉並区萩窪四丁目30番16号

株式会社ワークマン

代表取締役 小濱 英之

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
荷さばき施設の位置及び容量	1, 477 m ²	1, 625 m ²

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗について小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	7:00～0:00	6:30～0:00
来客が駐車場を利用できる時間帯	6:30～0:30	6:00～0:30
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	5箇所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間	24時間 (範囲内での変更)

4 届出年月日

令和8年3月30日